

スポーツ（Sports）・健康（Healthy）ネットおにし規約

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本クラブは名称をスポーツ・健康ネットおにしといい、略称をスポーツネットという。主たる事務局を「総括宅」とする。

（目 的）

第2条 本クラブは、様々なスポーツや生涯学習を通じて、より多くの人々がコミュニケーションを図る場に参加できるよう環境を整え、個人およびチーム、サークル同士での人のつながりを手助けするとともに、会員の健全な心身を育成する。また、スポーツの振興や生涯学習に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 本クラブは前条の目的のために次の事業を行う。

（1） 各種スポーツ大会・スポーツ教室の開催

（2） 各種研修会の開催

（3） 健康体力相談・栄養アドバイス

（4） その他本クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 組 織

（クラブの構成員）

第4条 本クラブは、その目的に賛同する者を構成員とする。

（クラブの構成）

第5条 本クラブは次のものをもって構成する。

個人会員・3ヶ月会員・その他

（運営機関）

第6条 本クラブの事業運営のために、理事会を設置する。

第3章 会 員

（入会資格）

第7条 本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

（1） 本会の目的に賛同するものであること。

（2） 本会に定める諸規定を遵守するものであること。

（除 名）

第8条 本クラブは、第7条の要件を満たさない会員について除名することができる。

（入会手続）

第9条 本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い事務局へ申し込む（別記様式第1号）。

（会 費）

第10条 会費とは次のものをいう。

（1） 年会費 （2） 3ヶ月会費 （3） 入会金 （4） 雑 費

（会費の納入）

第11条 会員は、本クラブが別に定める会費を納入するものとする。

第1項 本会の会費については、表1及び2のとおりとする。

表 1

年会員の場合	
区 分	金 額
入 会 金	1.000円
高校生以上	3.000円
中学生以下	1.500円

表 2

3ヶ月会員の場合	
区 分	金 額
入 会 金	1.000円
高校生以上	1.000円
中学生以下	500円

（会費の不返還）

第 1 2 条 一旦入金した会費は、理由の如何に問わず返還しない。

（会費の滞納）

第 1 3 条 会員が会費の納入を怠ったときは、本クラブは会員を退会させることができる。

（会員証）

第 1 4 条 本会に入会したものに会員証を発行する。（別記様式第 2 号）

第 4 章 会議及び役員

（会議）

第 1 5 条 本会の会議は、総会、理事会とする。

第 1 6 条 総会は理事並びに会員によって開催する。

1 総会は理事並びに会員の 1 / 3 以上の出席で成立する。

2 総会の決議は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 1 7 条 会議は理事長が召集し、その議長となる。

（総会）

第 1 8 条 総会は次の事項を議決または承認する。

（ 1 ）次年度の事業計画

（ 2 ）次年度の予算

（ 3 ）前年度の事業報告

（ 4 ）前年度の決算報告

（ 5 ）役員の選任

（ 6 ）規約、細則その他運営上必要な諸規則の制定・改廃

（ 7 ）その他本クラブの重要事項

第 1 9 条 総会の開催は年度当初に毎年 1 回開くこととする。但し必要に応じ臨時に開くことができる。

2 理事会は、必要に応じ随時開くことができる。

3 その他理事長が必要と認めるときは、理事会の一部を招集し会議を開くことができる。

（理事会）

第 2 0 条 理事長は、次の各項により理事会を召集する。

第 1 項（役割）

理事会は、本クラブの全てを掌握し、事業の計画および運営に関する事項を協議し決定する。

第 2 項（構成）

理事会は、理事長 1 名、総括 1 名、書記 1 名、会計 2 名、理事若干名、顧問若干名、会計監査 2 名をもって構成する。

第3項（理事会の選出・任期）

理事及び会計監査は会員から選任する。理事長は理事の中から選出する。総括、書記、会計、顧問は、理事長がこれを委嘱する。

理事会の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 役員の任期が満了となっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第4項（理事会の職務）

理事会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、本クラブを代表し会務を総理する。
- (2) 総括は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、本クラブの書記を分担する。
- (4) 会計は、本クラブの会計を分担する。
- (5) 顧問は、本クラブの会務を指導・助言する。
- (6) 会計監査は会計を監査する。

第5項（会議の成立）

会議の成立は、理事会役員の1/3以上の出席をもって成立する。

第6項（決議）

理事会の決議は、過半数をもって決議する。

第5章 会 計

（資 金）

第21条 本クラブの資金は、以下ものとする。

- (1) 会 費
- (2) 事業等による収入
- (3) 行政からの補助金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他

（資金の運営）

第22条 本クラブの資金は会計が管理する。

（予算・決算）

第23条 本クラブの予算・決算は、理事会での承認・決議を必要とする。

（会計年度）

第24条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第6章 事故の責任

（事故の責任）

第25条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これを無視して盗難、傷害等の事故が起きても、本クラブ及び指導者等に対し、一切の損害賠償を講求しないものとする。

（保険の加入）

第26条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。未加入の者はクラブ入会時にスポーツ安全保険に加入しなければならない。但し、個々において当該保険相当の加入があるときは、その限りではない。

- 2 本クラブは、その活動中の事故については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。また未加入者の活動中の事故について、本クラブでは一切の責任を負わない。
- 3 本クラブは、本クラブ主催による不特定多数の者が、参加する事業について、スポーツ傷害保険等に別に加入する。

第7章 細 則

(細 則)

第27条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、理事会の決議によって定める。

(規約の改正)

第28条 本規約は、理事会の決議によって随時改正することかできる。

附則

本規約は、平成16年 4月 1日より施行される。

